

第十一條 本令中獸醫師名簿登錄番號及登錄年月日トアルハ朝鮮總督、臺灣總督又ハ樺太廳長官ノ免許、免許證又ハ假免狀ヲ受ケタル獸醫師又ハ獸醫ニ關シテハ各其ノ免許番號及免許年月日トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

第十二條 本令ニ規定スルモノノ外申告ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年ニ限リ第三條第二項中八月一日現在ニヨリ同月十五日迄トアルハ四月一日現在ニ依リ同月十五日迄トシ同條第三項中八月二日以後トアルハ四月二日以後トス

附 則 (昭和十七年勅令第三十八號)

本令ハ昭和十七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年ニ限リ第三條第二項中八月七日現在ニ依リ同月十五日迄トアルハ三月二日現在ニ依リ同月十五日迄トシ同條第三項中八月二日以後トアルハ三月二日以後トス

三ノ五 第二十二條關係

## 工場事業場技能者養成令

(昭和十四年三月三十一日  
勅令第百三十一號)

改正 昭和十六年三月二十九日勅令第百四十三號(ハ)

第一條 國家總動員法第二十二條ノ規定ニ基ク工場及事業場ニ於ケル技能者ノ養成ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 厚生大臣ノ指定スル事業ニ屬スル工場又ハ事業場ニシテ左ノ各號ノ一ニ該営スルモノノ事業主(以下事業主ト稱ス)ハ技能者ノ養成ヲ爲スベシ但シ第一號ニ該當スル工場又ハ事業場ノ事業主ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リ厚生大臣ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 年齢十六年以上ノ男子労働者ヲ常時二百人以上使用スル工場又ハ事業場
- 二 年齢十六年以上ノ男子労働者ヲ常時二百人未満五十人以上使用スル工場又ハ事業場ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ

第三條 前條ノ規定ニ依リ養成セララルベキ者(以下養成工ト稱ス)ノ員數ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 養成工ハ事業主ニ雇傭セララル養成開始ノ際年齢十四年以上十七年未満ノ男子ニシテ國民學校高等科ヲ修了シ若ハ青年學校普通科ノ課程ヲ修了シタルモノ又ハ文部大臣ニ於テ之

ト同等以上ノ學力ヲ有スト認メタルモノナルコトヲ要ス(イ)

事業主ハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ノ許可ヲ受ケ養成工ノ年齢又ハ教育程度ニ付前項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第五條 事業主ハ養成工ニ對シ其ノ徳性ヲ涵養シ中堅職工タルニ須要ナル知識及技能ヲ授クベシ

第六條 養成工ノ養成期間ハ三年トス

前項ノ養成期間ハ養成ニ關スル施設ノ狀況其ノ他特別ノ事情ニ依リ養成上別段ノ支障ナキ限リ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ二年迄短縮スルコトヲ得  
養成ニ必要ナル時數ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 事業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ養成計畫ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セシトスルトキ亦同ジ

地方長官必要アリト認ムルトキハ養成計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第八條 厚生大臣戰時(戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム)ニ際シ特別ノ必要アリト認ムルトキハ前五條ノ規定ニ拘ラズ事業主ニ對シ短期ノ養成期間ニ依ル技能者ノ養成ヲ命ズルコトヲ得

厚生大臣ハ前項ノ規定ニ依リ技能者ノ養成ヲ命ゼラレタル事業主ニ對シ前五條ノ規定ニ依ル技能者養成ノ義務ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

第九條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業主ニ對シ養成ヲ行フニ必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ命ズルコトヲ得ベキ設備ノ種類ハ工場又ハ事業場ノ規模ニ應ジ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 他ノ法令ニ於テ就業時間ニ關スル規定アルトキハ養成工ノ養成ハ其ノ就業時間内ニ於テ之ヲ行フベシ此ノ場合ニ於テハ養成ニ要スル時間ハ之ヲ就業時間ト看做ス

第十一條 事業主ハ養成工ヲシテ授業料其ノ他養成ヲ行フ爲必要ナル費用ヲ負擔セシムルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 厚生大臣又ハ地方長官ハ技能者ノ養成ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十三條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ技能者ノ養成ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得

第十四條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ技能者ノ養成ニ關シ國家總動員法第

三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ養成ノ狀況又ハ之ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十五條 厚生大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ本令ニ依リ技能者ノ養成ヲ爲ス者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

厚生大臣ハ本令ニ依ル技能者養成ニ因リ損失ヲ生ジタル場合ニ於テハ通常生ズベキ損失ヲ補償ス

損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ養成期間ノ終了後之ヲ請求スベシ但シ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ別段ノ時期ニ之ヲ請求スルコトヲ得

第十六條 本令中地方長官トアルハ内地ニ於ケル鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長トス

第十七條 本令中厚生大臣又ハ文部大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

本令中地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ臺灣鑛業規則ノ適用ヲ受ク

ル事業ニ付テハ臺灣總督、其ノ他ノ事業ニ付テハ州知事、又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

附 則

本令ハ昭和十四年四月五日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十六年勅令第三百四十三號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## 工場事業場技能者養成令施行規則

(昭和十四年四月四日  
厚生省令第三號)

五八〇

- 第一條 工場事業場技能者養成令(以下令ト稱ス)ニ基キ地方長官ニ對シ爲スベキ申請又ハ報告ハ工場又ハ事業場別ニ工場又ハ事業場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ
- 第二條 令第二條但書ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ工場又ハ事業場別ニ工場又ハ事業場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ
  - 一 工場又ハ事業場ノ名稱及所在地
  - 二 工場又ハ事業場ノ事業ノ種類
  - 三 現ニ工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ國民職業能力申告令第二條第一號ニ該當スル要申告者(技術者ヲ除ク)タルモノノ員數
  - 四 現ニ工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ令第四條第一項ノ規定ニ依リ養成工タルノ資格ヲ有スルモノノ職種別員數
  - 五 現ニ工場又ハ事業場ニ於テ養成工タル者ノ職種別員數
  - 六 技能者ノ養成ヲ爲スコト困難ナル理由
- 第三條 養成工ノ養成ハ一月一日ヨリ二月末日迄ノ間ニ於テ技能者ノ養成ヲ爲スベキ義務ノ生

ジタル者ニ在リテハ其ノ義務ノ生ジタル年ヨリ、三月一日ヨリ十二月三十一日迄ノ間ニ於テ技能者ノ養成ヲ爲スベキ義務ノ生ジタル者ニ在リテハ其ノ義務ノ生ジタル年ノ翌年ヨリ毎年四月ニ於テ之ヲ開始スベシ但シ厚生大臣又ハ地方長官ニ於テ特ニ養成開始ノ時期ヲ指定シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四條 毎年養成ヲ開始スベキ養成工ノ員數ハ其ノ年ノ前年十二月三十一日現在當該工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セララルル者ニシテ國民職業能力申告令第二條第一號ニ該當スル要申告者(技術者ヲ除ク)タルモノノ員數ニ別ニ告示ヲ以テ定ムル比率ヲ乘ジテ得タル員數(以下告示員數ト稱ス)以上トス

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス左ノ各號ノ一ニ該當スル工場又ハ事業場ニ付毎年養成ヲ開始スベキ養成工ノ員數ヲ告示員數ノ二倍ヲ超エザル範圍内ニ於テ定ムルコトヲ得

- 一 年齡十六年以上ノ男子労働者ヲ常時千人以上使用スルモノ
  - 二 實習工場其ノ他養成ニ適スル施設ヲ有スルモノ
- 毎年十二月三十一日現在ニ於テ養成工ノ員數ニ闕員アルトキハ其ノ翌年ニ於テ養成ヲ開始ス

五八一

ベキ員數ハ第一項又ハ前項ノ規定ニ依ル員數ニ其ノ闕員ノ員數ヲ加ヘタル員數トス

第五條 令第二條ノ事業主(以下事業主ト稱ス)前條ノ規定ニ依ル養成ヲ開始スベキ員數ノ養成工ノ養成ヲ開始スルコト困難ナルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ員數ノ全部又ハ一部ニ付養成ヲ開始セザルコトヲ得

前項認可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ

- 一 第二條第一號乃至第五號ニ掲グル事項
- 二 前條ノ規定ニ依ル養成ヲ開始スベキ員數中養成ヲ開始スルコト困難ナル員數
- 三 養成ヲ開始スルコト困難ナル理由

第六條 事業主養成ヲ開始シタル養成工中堅職工タルノ見込ナシト認メタルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ養成工ノ養成ヲ廢止スルコトヲ得

前項認可ノ申請ハ養成ヲ廢止セントスル養成工ノ氏名及中堅職工タルノ見込ナシト認メタル理由ヲ具シ之ヲ爲スベシ

第七條 養成開始後養成工ノ員數ニ闕員ヲ生ジタルトキハ其ノ闕員ヲ生ジタル時期ガ養成開始後三月以内ノ場合ニ限り之ヲ補充スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ養成工ノ闕員ヲ補充スルトキハ闕員ヲ生ジタル後遲滞ナク之ヲ補充スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ補充シタル養成工ノ養成期間ハ前ノ養成工ノ殘存ノ期間トス

第八條 事業主養成開始後養成工ノ全部又ハ一部ノ員數ニ付養成ヲ繼續スルコト困難トナリタルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ員數ノ養成ヲ廢止スルコトヲ得

前項認可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ

- 一 第二條第一號乃至第三號及第五號ニ掲グル事項
- 二 養成ヲ繼續スルコト困難ナル員數
- 三 養成ヲ繼續スルコト困難ナル理由

第九條 令第四條第二項ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ

- 一 第二條第一號乃至第五號ニ掲グル事項
- 二 許可申請ノ理由

第十條 地方長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ事業主ノ申請ニ依リ令第六條第二項ノ規定ニ依ル養成期間ノ短縮ヲ爲スコトヲ得

一 實習工場ニ於テ一年以上養成工ノ技能ヲ授クル場合

二 前號ノ外地方長官ニ於テ養成期間ヲ短縮スルモ養成上妨ゲナシト認メタル場合  
前項ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ

一 第二條第一號乃至第五號ニ掲グル事項

二 短縮セントスル期間

三 短縮セントスル理由

第十一條 令第六條第三項ノ養成ニ必要ナル時數ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 徳性ノ涵養ニ充ツベキ時數 毎年四十時間以上

二 中堅職工タルニ須要ナル知識ヲ授クルニ充ツベキ時數 養成期間ヲ通ジ七百二十時間以上

三 中堅職工タルニ須要ナル技能ヲ授クルニ充ツベキ時數 養成期間ヲ通ジ五千時間以上

(令第六條第二項ノ規定ニ依リ養成期間ヲ短縮シタル場合ハ三千五百時間以上)

事業主ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ前項第二號ノ時數ヲ五百五十時間迄短縮スルコトヲ得

前項認可ノ申請ハ短縮セントスル時數及短縮セントスル理由ヲ具シ之ヲ爲スベシ

第十二條 令第七條ノ養成計畫ハ養成ヲ開始スル毎ニ之ヲ定ムベシ

第十三條 令第七條第一項ノ養成計畫ノ認可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ養成ヲ開始スベキ

年ノ一月十日ヨリ二月二十日迄ノ間ニ於テ之ヲ爲スベシ但シ一月一日ヨリ二月末日迄ノ間ニ  
於テ技能者ノ養成ヲ爲スベキ義務ノ生ジタル者ニ在リテハ三月二十日迄ニ之ヲ爲スヲ妨グズ

一 第二條第一號及第二號ニ掲グル事項

二 養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在當該工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事

業ニ使用セラルル者ニシテ國民職業能力申告令第二條第一號ニ該當スル要申告者(技術者)

ヲ除ク)タルモノノ職種別員數

三 養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在當該工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事

業ニ使用セラルル者ニシテ令第四條第一項ノ規定ニ依リ養成工タルノ資格ヲ有スルモノノ

員數

四 養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十日現在ノ養成工ノ職種別員數

五 養成ヲ開始セントスル養成工ノ職種別員數

六 養成工ノ銓衡方法

七 養成ヲ擔任スル者(以下養成指導員ト稱ス)ノ擔任事項別員數

八 教室、實習工場、寄宿舎其ノ他養成ニ關スル事項

- 九 養成工ノ徳性涵養ニ充ツベキ各年別時數
- 十 養成工ニ授クベキ學科ノ種目及其ノ各種目ノ各年別授業時數
- 十一 養成工ノ實習種目及其ノ各種目ノ各年別實習時數
- 十二 養成工ノ養成期間中ニ於ケル賃金其ノ他ノ給與
- 十三 一日ノ就業時數(養成時數ヲ含ム)
- 十四 休日及休憩時間
- 十五 養成ニ要スル經費ノ概算
- 十六 養成工ノ全部又ハ一部ヲ學校又ハ當該工場若ハ事業場以外ノ施設ニ於テ養成セントスル場合ニ於テハ前各號ニ掲グルモノノ外左ニ掲グル事項
  - (一) 當該施設ノ名稱及所在地
  - (二) 當該施設ニ於テ養成セントスル養成工ノ職種別員數
  - (三) 養成工ヲシテ當該施設ニ於テ修習セシムベキ事項
  - (四) 當該施設ニ於テ養成セントスル期間
- 十七 其ノ他養成ニ關スル事項

第三條但書ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣又ハ地方長官ノ指定シタル期間ニ於テ令第七條第一項ノ養成計畫ノ認可ノ申請ヲ爲スベシ

第十四條 令第七條第一項ノ養成計畫變更ノ認可ノ申請ハ變更セントスル事項及理由ヲ具シ之ヲ爲スベシ

第十五條 地方長官ハ令第九條ノ規定ニ依リ事業主ニ對シ養成指導員ヲ置クコトヲ、令第二條第一號ニ該當スル工場又ハ事業場ノ事業主ニ對シ教室又ハ其ノ附屬設備ノ設置ヲ、年齢十六年以上ノ男子労働者ヲ常時千人以上使用スル工場又ハ事業場ノ事業主ニ對シ實習工場ノ設置ヲ命ズルコトヲ得

第十六條 令第十一條但書ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ

- 一 第一條第一號及第二號ニ掲グル事項
- 二 養成工ヲシテ負擔セシメントスル費用ノ種目
- 三 許可申請ノ理由

第十七條 事業主養成指導員ヲ置キタルトキハ遲滞ナク其ノ者ノ氏名、履歴及擔任事項ヲ様式第一號ニ依リ地方長官ニ報告スベシ之ニ變更アリタルトキ亦同ジ

第十八條 事業主ハ工場又ハ事業場毎ニ様式第二號ニ依ル養成工名簿ヲ備付クベシ

養成工名簿ハ養成工ノ養成終了後五年間之ヲ保存スベシ

第十九條 事業主ハ養成ノ狀況ヲ様式第三號ニ依リ毎年六月三十日迄ニ地方長官ニ報告スベシ

第二十條 令第十四條ノ證票ハ様式第四號ニ依ルモノトス

第二十一條 本令中地方長官トアルハ鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督

局長トシ其ノ他ノ事業ニ付テハ東京府ニ在リテハ警視總監トス

附 則

本令ハ工場事業場技能者養成令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際技能者ノ養成ヲ爲スベキ義務アル者ハ第三條ノ規定ニ拘ラズ昭和十四年ヨリ毎年養成ヲ開始スベシ

前項ノ規定ニ依リ昭和十四年ヨリ開始スベキ養成ハ五月ニ於テ之ヲ開始シ其ノ養成計畫ノ認可ノ申請ハ第十三條中ノ申請期間ニ關スル規定ニ拘ラズ昭和十四年四月二十日迄ニ之ヲ爲スベシ前項ノ養成ニ付テハ養成ヲ開始スベキ養成工ノ員數ハ第四條中養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在トアルヲ昭和十四年三月一日現在トシテ算定シタル員數トス

第三項ノ規定ニ依リ提出スベキ養成計畫ノ認可ノ申請ニ付テハ第十三條第一項第二號及第三號中養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在トアルヲ各々昭和十四年三月一日現在トス

様式第一號

養成指導員(變更)届

工場又ハ事業場ノ名稱		所在地		専任又ハ兼任ノ別	履 歴	擔 任 事 項
任 免 又 ハ 變 更 年 月 日	氏 名	年 月 日 生	氏 名			

昭和 年 月 日

住 所

事業主氏名(法人ニ在リテハ其名稱及代表者氏名) 印

地方長官 宛

備 考

- 一 本居書ノ用紙ノ大サハ國定規格B5判(182mm×257mm)トスルコト  
 二 氏名ノ左側ニ生年月日ヲ記載スルコト  
 三 工場又ハ事業場ノ業務ニ從事スル傍ラ養成ヲ擔任スル者ハ兼任トシテ記載スルコト  
 四 履歷欄ニハ指導員ノ最後ニ卒業シタル學校名、學科名及職業ニ關スル履歷ノ概要ヲ記載スルコト  
 五 擔任事項欄ニハ指導員ノ擔任スル學科(修身及公民科ヲ含ム)名又ハ實習種目名等ヲ記載スルコト  
 六 變更ノ場合ハ各相當欄ニ其ノ變更要領ヲ記載シ變更届トシテ提出スルコト

様式第二號

(表面)

養成工名簿

職 種	本 籍	履 入 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	賃 金	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	氏名及 生年月日		
													年 月 日	年 月 日	
職 歴			年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			年 月 日生

(裏面)

備 考
備 考

備考

- 一 本名簿ハ用紙ノ大サヲ國定規格B5判(182mm×257mm)トシカード式トスルコト  
 二 賃金ハ時給、日給ノ區別ヲ明ニシ尙變更アリタルトキハ其ノ年月日及變更額ヲ順次左方ニ記載スル  
 三 裏面備考欄ニハ養成ニ關スル經過等ヲ記載スルコト



國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニヨリ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

工場專業場技能者養成令第十四條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ技能者ノ養成ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ養成ノ狀況又ハ之ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第 號 昭和 年 月 日交付

官 職 氏 名

厚生省又ハ關府 縣印

### 工場事業場技能者養成令施行規則第四條

#### 第一項及第十一條ノ特例ニ關スル件

(昭和十五年四月十一日 厚生省令第十一號)

第一條 左ノ事業ニ屬スル工場又ハ事業場ノ事業主ノ毎年養成ヲ開始スベキ養成工ノ員數ハ當分ノ内工場事業場技能者養成令施行規則(以下規則ト稱ス)第四條第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ年ノ前年十二月三十一日現在左ノ事業ニ使用セラルル年齢十六年以上五十年未滿ノ帝國臣民タル男子労働者ノ員數ニ別ニ告示ヲ以テ定ムル比率ヲ乘ジテ得タル員數以上トス

- 一 工業藥品製造業
- 二 染料及中間物製造業(天然染料製造業ヲ除ク)
- 三 塗料及顏料製造業(漆液製造業ヲ除ク)
- 四 發火物製造業(マッチ製造業ヲ除ク)
- 五 礦物油製造業
- 六 パルプ製造業

- 七 鑛物質肥料製造業(配合肥料製造業ヲ除ク)
- 八 人造レジン素地製造業
- 九 フイルム乾板類製造業
- 十 研磨材及研磨用品製造業
- 十一 炭素製品製造業
- 十二 コークス製造業

第二條 金屬鑛業又ハ石炭鑛業ニ屬スル事業場ノ事業主ノ爲スベキ技能者ノ養成ニ於ケル工場事業場技能者養成令第六條第三項ノ養成ニ必要ナル時數ハ規則第十一條ノ規定ニ拘ラズ左ノ通トス

- 一 徳性涵養ニ充ツベキ時數 毎年四十時間以上
- 二 中堅職工タルニ須要ナル知識ヲ授クルニ充ツベキ時數 養成期間ヲ通ジ五百五十時間以上
- 三 中堅職工タルニ須要ナル技能ヲ授クルニ充ツベキ時數 養成期間ヲ通ジ三千五百時間以上

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 技能者養成ノ爲ノ鑛夫勞役扶助規則

#### 第十一條ノ二ノ特例ニ關スル件

(昭和十五年四月十五日  
厚生省令第十二號)

鑛業權者ハ工場事業場技能者養成令ニ基ク技能者養成ノ爲必要アルトキハ鑛夫勞役扶助規則第  
十一條ノ二ノ規定ニ拘ラズ十五歳以上十六歳未滿ノ者ヲシテ一週二回以内通ジテ八時間ヲ限リ  
坑内ニ於テ就業セシムルコトヲ得

#### 附 則

本令ハ昭和十五年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

### 工場事業場技能者養成補助規則

(昭和十四年七月十八日  
厚生省令第二十二號)

第一條 工場事業場技能者養成令第十五條第一項ノ規定ニ依ル補助金ハ毎年度豫算ノ範圍内ニ  
於テ本令ニ依リ之ヲ交付ス

第二條 補助金ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ交付ス

- 一 專任ノ養成指導員(以下指導員ト稱ス)ノ給料又ハ手當ニ付 二分ノ一以內
  - 二 專任ニ非ザル養成指導員ニシテ實習ヲ擔任スル者(以下實習指導員ト稱ス)ノ手當ニ付
    - 一人當一年ニ付六十圓以內
  - 三 教室及其ノ附屬設備ノ營繕費及之ニ伴フ初度調辨費ニ付 二分ノ一以內
  - 四 養成工ヲ當該工場又ハ事業場以外ノ施設ニ委託シテ養成スル場合ノ授業料其ノ他ノ經費
    - ニ付 二分ノ一以內
- 年齢十六年以上ノ男子勞働者ヲ常時二百人未滿五十人以上使用スル工場又ハ事業場ノ事業主  
ニ對シ厚生大臣必要アリト認ムル場合ニ於テハ前項第一號、第三號又ハ第四號ノ補助ノ率ヲ  
高メ又ハ前項第二號ノ額ヲ増加スルコトアルベシ

第三條 年齢十六年以上ノ男子労働者ヲ常時千人以上使用スル工場又ハ事業場ノ事業主ニ對シテハ厚生大臣特ニ補助スルノ必要アリト認ムル經費ニ對スルモノノ外補助金ヲ交付セズ

第四條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ工場又ハ事業場別ニ左ニ掲グル事項ヲ具シ毎年五月三十一日迄ニ當該工場又ハ事業場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官（鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長トシ其ノ他ノ事業ニ付テハ東京府ニ在リテハ警視總監トス以下之ニ同ジ）ヲ經由シテ厚生大臣ニ申請スベシ

一 工場又ハ事業場ノ名稱、所在地及事業ノ種類

二 常時使用スル年齢十六年以上ノ男子労働者ノ員數

三 其ノ年三月一日ヨリ翌年二月末日迄ノ間ニ於ケル專任指導員ノ員數及給料又ハ手當所要額

四 其ノ年三月一日ヨリ翌年二月末日迄ノ間ニ於ケル實習指導員ノ員數及手當所要額

五 其ノ年三月一日ヨリ翌年二月末日迄ノ間ニ於ケル教室及其ノ附屬設備ノ營繕費並ニ之ニ伴フ初度調辨費ニ關シ左ニ掲グル事項

イ 教室及其ノ附屬設備ヲ建設セントスル場所

ロ 教室ノ構造、室數、平面圖及各教室ノ坪數並ニ收容人員

ハ 教室ノ附屬設備ノ種目及各種目別ノ構造及坪數

ニ 教室及其ノ附屬設備ノ營繕費ノ額及其ノ内譯

ホ 教室及其ノ附屬設備ノ營繕ノ着手及完成豫定年月日

ヘ 初度調辨費ノ額及其ノ内譯

六 養成工ノ委託ニ關シ左ニ掲グル事項

イ 養成工ヲ委託セントセル施設ノ名稱及所在地

ロ 其ノ年三月一日ヨリ翌年二月末日迄ノ間ニ於テ委託セントスル養成工ノ職種別員數並ニ所要經費ノ種目及額

第五條 前條ノ申請ニシテ二以上ノ工場又ハ事業場ノ共同養成施設ニ對スル補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ當該養成施設ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シ其ノ代表者ニ於テ之ヲ爲スベシ

一 當該養成施設ニ於テ養成工ヲ養成シ又ハ養成セントスル工場又ハ事業場ノ名稱、所在地及事業ノ種類

- 二 前號ノ工場又ハ事業場ニ於テ常時使用スル年齢十六年以上ノ男子労働者ノ員數
- 三 當該養成施設ニ於テ養成シ又ハ養成セントスル養成工ノ工場又ハ事業場種別ノ職別員數
- 四 當該養成施設ニ於テ養成工ヲシテ修習セシムベキ事項
- 五 前條第三號乃至第五號ニ掲グル事項
- 前項ノ申請書ニハ申請者ノ代表タルコトヲ證スル書面ヲ添付スベシ
- 第六條 補助金交付ノ指令ヲ受ケタル者補助金ノ交付ヲ請求セントスルトキハ毎年三月五日迄ニ補助金交付請求書ニ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ間ニ於ケル第四條第三號乃至第六號ニ規定スル經費ノ支出精算書ヲ添附シ第四條又ハ第五條ノ補助金交付ノ申請ヲ經由シタル地方長官ニ提出スベシ
- 第七條 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキハ厚生大臣ハ補助金交付ノ指令ヲ取消シ、補助金額ヲ減少シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條中五月三十一日迄トアルハ昭和十四年度ニ限り八月三十日迄トス

工場事業場技能者養成令第二條ノ事業指定

(昭和十四年四月四日  
厚生省告示第五十五號)

- 一 金屬製鍊業
- 二 金屬壓延業(金屬線製造業、金屬箔製造業ヲ除ク)
- 三 鍛 冶 業
- 四 鑄 造 業
- 五 金屬熔接業
- 六 金屬工用、木工用機械器具製造業(製鐵用機械器具製造業ヲ含ム)
- 七 採鑛、選鑛、製鍊用機械器具製造業
- 八 銃砲、彈丸、水雷及兵器類製造業
- 九 原動機製造業(汽鍋、ガス發生機製造業ヲ含ム)
- 十 電動機、電氣機械器具製造業
- 十一 電氣通信機械器具製造業

- 十二 化學工業用機械裝置製造業
  - 十三 ボンプ、水壓機、氣體壓縮機、送風機、弁及ロツク製造業
  - 十四 ベルト車、齒車、車軸及軸受製造業
  - 十六 鐵道軌道車輛製造業
  - 十五 造船業
  - 十七 航空機製造業
  - 十八 自動車、自動自轉車製造業
  - 十九 起重機製造業
  - 二十 計器、試驗檢定及學術用器械製造業
  - 二十一 光學機械器具製造業
  - 二十二 醫療器械製造業
- 第六號乃至第二十二號ノ事業ニハ各其ノ製造物品ノ修繕事業及其ノ部分品ノ製造事業ヲ含ムモノトス

### 工場事業場技能者養成令第二條ノ事業指定

(昭和十五年四月十一月  
厚生省告示第八十四號)

- 一金屬鑄業
- 二 石炭鑄業
- 三 工業藥品製造業
- 四 染料及中間物製造業(天然染料製造業ヲ除ク)
- 五 塗料及顔料製造業(漆液製造業ヲ除ク)
- 六 發火物製造業(マッチ製造業ヲ除ク)
- 七 鑄物油製造業
- 八 パルプ製造業
- 九 鑄物質肥料製造業(配合肥料製造業ヲ除ク)
- 十 人造レジン素地製造業
- 十一 フィールム乾板類製造業

- 十二 研磨用品製造業
- 十三 炭素製品製造業
- 十四 コークス製造業

工場事業場技能者養成令施行規則第四條

第一項ノ比率(昭和十四年開始ノ分)

(昭和十四年四月四日  
厚生省告示第五十六號)

工場 又 ハ 事業場ノ 事業ノ 種類	比率
一 金屬製鍊業	百分ノ四
二 金屬壓延業(金屬線製造業及金屬箔製造業ヲ除ク)	百分ノ四
三 鍛冶業	百分ノ四
四 鑄造業	百分ノ四
五 金屬熔接業	百分ノ四
六 金屬工用、木工用機械器具製造業(製鐵用機械器具製造業ヲ含ム)	百分ノ六
七 採鑛、選鑛、製鍊用機械器具製造業	百分ノ六
八 銃砲、彈丸、水雷及兵器類製造業	百分ノ六
九 原動機製造業(汽罐、ガス發生機製造業ヲ含ム)	百分ノ六
十 電動機、電氣機械器具製造業	百分ノ六

十一	電氣通信機械器具製造業	百分ノ六
十二	化學工業用機械器具製造業	百分ノ六
十三	ポンプ、水壓機、氣體壓縮機、送風機、辨及コック製造業	百分ノ六
十四	ベルト車、齒車、車軸及軸受製造業	百分ノ六
十五	造船業	百分ノ六
十六	鐵道軌道車輛製造業	百分ノ六
十七	航空機製造業	百分ノ六
十八	自動車、自動自轉車製造業	百分ノ六
十九	起重機製造業	百分ノ六
二十	計器、試験檢定及學術用器械製造業	百分ノ六
二十一	光學機械器具製造業	百分ノ六
二十二	醫療器械製造業	百分ノ六

工場事業場技能者養成令施行規則第四條第一項

ノ比率(昭和十五年開始ノ分)

(昭和十四年十一月十五日  
厚生省告示第二百二十五號)

工場又ハ事業場ノ事業ノ種類	比率
一 金屬製鍊業	百分ノ三・五
二 金屬壓延業(金屬線製造業及金屬箔製造業ヲ除ク)	百分ノ三・五
三 鍛冶業	百分ノ三・五
四 鑄造業	百分ノ三・五
五 金屬熔接業	百分ノ三・五
六 金屬工用、木工用機械器具製造業(製鐵用機械器具製造業ヲ含ム)	百分ノ五
七 採礦、選礦、製鍊用機械器具製造業	百分ノ五
八 銃砲、彈丸、水雷及兵器類製造業	百分ノ五
九 原動機製造業(汽罐、ガス發生機製造業ヲ含ム)	百分ノ五
十 電動機、電氣機械器具製造業	百分ノ五

十一	電氣通信機械器具製造業	百分ノ五
十二	化學工業用機械裝置製造業	百分ノ五
十三	ポンプ、水壓機、氣體壓縮機、送風機、辨及コック製造業	百分ノ五
十四	ベルト車、齒車、車軸及軸受製造業	百分ノ五
十五	造船業	百分ノ五
十六	鐵道軌道車輛製造業	百分ノ五
十七	航空機製造業	百分ノ五
十八	自動車、自動自轉車製造業	百分ノ五
十九	起重機製造業	百分ノ五
二十	計器、試驗檢定及學術用器械製造業	百分ノ五
二十一	光學機械器具製造業	百分ノ五
二十二	醫療器械製造業	百分ノ五

工場事業場技能者養成令施行規則第四條第一項  
ノ比率(昭和十五年開始ノ分)

(昭和十五年四月十一日  
厚生省告示第八十五號)

工場又ハ事業場ノ事業ノ種類	比率
一金屬鑛業	百分ノ一・五
二石炭鑛業	百分ノ一・五
三工業藥品製造業	百分ノ二・五
四染料及中間物製造業(天然染料製造業ヲ除ク)	百分ノ二・五
五染料及顔料製造業(漆液製造業ヲ除ク)	百分ノ二・五
六發火物製造業(マツチ製造業ヲ除ク)	百分ノ二・五
七鑛物油製造業	百分ノ二・五
八パルプ製造業	百分ノ二・五
九鑛物質肥料製造業(配合肥料製造業ヲ除ク)	百分ノ二・五
十人造レジン素地製造業	百分ノ二・五

十一	フィルム乾板類製造業	百分ノ二・五
十二	研磨材及研磨用品製造業	百分ノ二・五
十三	炭素製品製造業	百分ノ二・五
十四	コークス製造業	百分ノ二・五

六一二

工場事業場技能者養成令施行規則第四條第一項  
ノ比率(昭和十六年開始ノ分)

(昭和十六年一月十五日  
厚生省告示第八號)

工場又ハ事業場ノ事業ノ種類	比率
一金屬製錬業	百分ノ二
二金屬壓延業(金屬線製造業及金屬箔製造業ヲ除ク)	百分ノ二
三鍛冶業	百分ノ三
四鑄造業	百分ノ三
五金屬熔接業	百分ノ三
六金屬工用、木工用機械器具製造業(製鐵用機械器具製造業ヲ含ム)	百分ノ三・五
七探鑛、選鑛、製鍊用機械器具製造業	百分ノ三・五
八銃砲、彈丸、水雷及兵器類製造業	百分ノ三・五
九原動機製造業(汽罐、ガス發生機製造業ヲ含ム)	百分ノ三・五
十電動機、電氣機械器具製造業	百分ノ三・五

六一三

十一	電氣通信機械器具製造業	百分ノ三五
十二	化學工業用機械裝置製造業	百分ノ三五
十三	ポンプ、水壓機、氣體壓縮機、送風機、排及コック製造業	百分ノ三五
十四	ベルト車、齒車、車軸及軸受製造業	百分ノ三五
十五	造船業	百分ノ三五
十六	鐵道軌道車輛製造業	百分ノ三五
十七	航空機製造業	百分ノ三五
十八	自動車、自動自轉車製造業	百分ノ三五
十九	起重機製造業	百分ノ三五
二十	計器、試驗檢定及學術用器械製造業	百分ノ三五
二十一	光學機械器具製造業	百分ノ三五
二十二	醫療器械製造業	百分ノ三五
二十三	金屬鑄業	百分ノ一・五
二十四	石炭鑄業	百分ノ一・五

二十五	工業藥品製造業	百分ノ二・五
二十六	染料及中間物製造業(天然染料製造業ヲ除ク)	百分ノ二・五
二十七	塗料及顔料製造業(漆液製造業ヲ除ク)	百分ノ二・五
二十八	發火物製造業(マッチ製造業ヲ除ク)	百分ノ二・五
二十九	鑛物油製造業	百分ノ二・五
三十	パルプ製造業	百分ノ二・五
三十一	鑛物質肥料製造業(配合肥料製造業ヲ除ク)	百分ノ二・五
三十二	人造レジン素地製造業	百分ノ二・五
三十三	フィルム乾板類製造業	百分ノ二・五
三十四	研磨材及研磨用品製造業	百分ノ二・五
三十五	炭素製品製造業	百分ノ二・五
三十六	コークス製造業	百分ノ二・五

### 工場事業場技能者養成令第四條ノ養成工資格認定

(昭和十四年四月四日  
文部省告示第二百三號)

工場事業場技能者養成令第四條規定ノ事業主ニ雇傭セララルル養成工タルベキ者ノ資格ニ關シ修業年限二年ノ  
高等小學校ヲ卒業シ又ハ青年學校普通科ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力ヲ有スト認ムルコト左ノ如  
シ

- 一 高等小學校第二學年修了者
- 二 中學校第二學年修了者
- 三 高等學校尋常科第二學年修了者
- 四 尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル實業學校第二學年修了者
- 五 高等小學校第一學年修了程度ヲ以テ入學資格トスル實業學校第一學年修了者
- 六 尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル小學校、中學校又ハ實業學校ニ類スル各種學校第二學年修了者

### 養成開始ノ時期及養成計畫ノ認可申請期間指定

(昭和十五年四月十一日  
厚生省告示第八十六號)

昭和十五年四月厚生省告示第八十四號指定ニ係ル事業ニ屬スル工場又ハ事業場ノ事業主ニシテ指定ノ際養成  
ヲ爲スベキ義務アルモノノ養成ヲ開始スベキ時期及昭和十五年ヨリ開始スベキ養成ノ養成計畫認可申請期間  
ヲ工場事業場技能者養成令施行規則第三條但書及同規則第十三條第二項ノ規定ニ依リ左ノ通定ム

- 一 養成開始ノ時期 昭和十五年六月(昭和十六年以降ニ於テハ毎年四月)
- 二 養成計畫ノ認可申請期間 昭和十五年四月二十一日ヨリ同年五月二十日迄

### 工場事業場技能者養成指針ニ關スル件

(昭和十四年九月十八日  
厚生省訓令第十四號)

警 視 總 監

北 海 道 廳 長 官

府 縣 知 事 (東京府知事ヲ除ク)

鑛 山 監 督 局 長

工場事業場技能者養成令ニ依ル技能者ノ養成ハ現下ノ時局ニ鑑ミ喫緊ノ要務ニ屬スルヲ以テ之ガ養成ノ目標指導方法等ニ付曩ニ當省ニ設置シタル工場事業場技能者養成委員會ニ諮問中ノ處其ノ審議ノ結果ニ依ル答申ニ基キ左ノ通之ヲ養成指針トシテ定メタリ

本指針ハ固ヨリ其ノ大綱ヲ示スニ止マルヲ以テ之ガ教授指導等ニ關スル細目ニ付テハ迫テ指示スル所アルベキモ貴官ハ本養成ノ重要性ニ鑑ミ管下當該工場事業場ニ右指針ノ徹底ヲ圖リ各工場事業場ヲシテ最モ適切ナル養成ヲ爲サシメ以テ所期ノ目的ノ達成ヲ期セラレベシ

### 工場事業場技能者養成指針

工場事業場技能者養成令ニ依ル技能者ノ養成ハ我國現下ノ重要國策ニ順應シ身體強健、志操堅實、技能優秀ニシテ工場事業場ノ中堅タルベキ職工ヲ養成スルヲ目的トス

技能者ノ養成ニ就テハ養成工ニ對シ徳性ヲ涵養シ身體ヲ鍛鍊シ工業生産及日常生活ニ須要ナル知識技能ヲ授クベシ

徳性ノ涵養及知識技能ノ教授指導等ハ之ヲ相互ニ聯絡補益セシメ且特ニ日常ノ生産作業ト密接ナル關係ヲ保ツコトヲ期スベシ

一 徳性ノ涵養ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キ國體ノ本義ヲ審ラカニシテ國民道德ノ振作ニ力メ職業生活ノ國家的意義ヲ明カニシテ産業報國ノ精神ヲ體得セシメ道德ノ實踐躬行ヲ指導スルヲ以テ要旨トス  
徳性ノ涵養ニ就テハ特ニ工場勤務及日常生活ヲ通ジ職工タルノ本分ヲ自覺セシメ規律ヲ重ジ協同ヲ尙ブノ氣風ヲ涵養スベシ

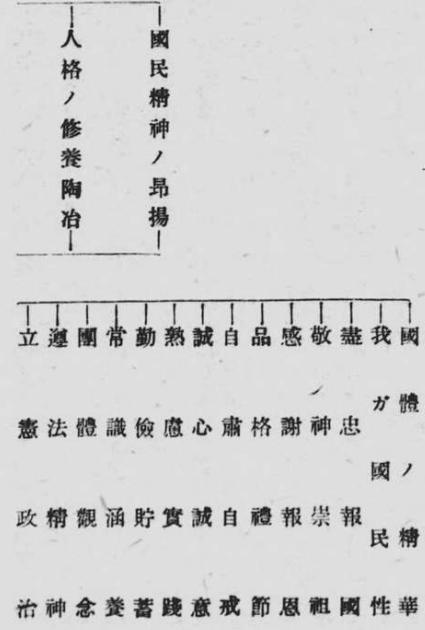
二 技能ノ指導ハ専門ノ職種ニ直接必要ナル作業ノ方法ヲ習得鍊磨セシムルノ外之ニ關聯アル作業ノ方法ヲモ體得セシメ兼ネテ工夫考案ノ能力ヲ啓培スルヲ以テ要旨トス

技能ノ指導ニ就テハ特ニ徳性ノ涵養ト聯絡シ留意シ技能ノ鍊磨ヲ通ジテ職業道德ノ實踐ヲ指導スベシ  
三 知識ノ教授ハ技能ノ習得ニ直接必要ナル知識ヲ授ケ中堅職工タルノ資質ヲ高メ兼ネテ日常生活ニ須要ナル普通ノ知識ヲ増進シ一般的教養ヲ高ムルヲ以テ要旨トス

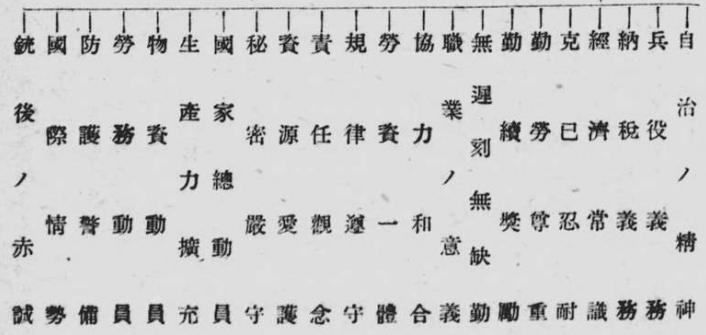
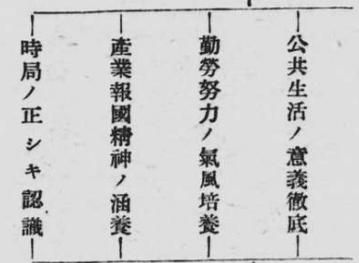
知識ノ教授ニ就テハ特ニ技能ノ指導トノ聯絡ニ留意シ觀察力、判斷力ノ涵養ニ努メ生産作業ニ應用自在ナラシメンコトヲ期スベシ

四 體位ノ向上ハ身體ヲ強健ニシ姿勢ヲ端正ニシ其ノ動作ヲ機敏ナラシムルノ外堅忍持久、克己節制ノ精神ヲ養フヲ以テ要旨トス

體位向上ニ就テハ保健衛生ニ留意スルト共ニ適宜體育訓練ヲ實施スベシ  
養成指針添付資料



德性涵養



標目ノ成養

技能ノ指導

- 基本作業法ノ習練
- 技能ノ鍊磨向上
- 技能奉公ノ實踐

- 作業姿勢ノ調整
- 工業材料取扱訓練
- 日本標準規格徹底
- 專門機械器具ノ使用
- 機械器具ノ保存手入
- 工具及器具ノ取扱保存手入
- 刃具ノ作製法研磨法
- 製品ノ重檢
- 試驗率ノ增進
- 納期善嚴守
- 無物資排用
- 災害防止
- 良習慣ノ訓練
- 工夫考察ノ能力啓培
- 製圖ノ基礎知識
- 圖面ノ理解
- 日本標準規格

知識教授

- 工業學科
  - 基礎知識ノ習得
  - 作業法ノ習得
  - 工場常識ノ習得
- 普通學科
  - 國民必須常識ノ涵養
  - 工業豫備知識ノ啓培
  - 應用力ノ培養

- 專門用語
- 簡單ナル工學理論
- 機械ノ要素
- 工業製品ノ製法一般
- 工具及器具ノ知識
- 互換工法
- 電氣知識
- 我方社ノ製品
- 工場常識
- 安全教養
- 觀察力及判斷力ノ涵養
- 我方國ノ特性
- 我方國ノ使命
- 讀書力及表現力涵養
- 工業學識
- 我方國ノ産業
- 我方國ノ貿易

備考

- 一、本添付資料ハ技能者養成上ノ參考ニ資スル爲養成目標ノ概要ヲ一覽トシテ例示シタルモノナリ
- 二、養成目標ハ徳性ノ涵養及知識技能ノ教授指導等ニ關スル凡テノ課程ヲ通ジテ之ヲ達成スベキモノナルモ便宜上其ノ關聯ノ多少ニ依リ分類掲記セルモノナリ
- 三、知識技能教授指導上ノ目標ハ養成工ノ職種ニ依リ輕重アルベキヲ以テ之ガ取扱ニ就テハ此ノ點ニ留意スルモノトス



六二四

## 金屬工業及機械器具工業ノ養成計畫作成要綱

(昭和十四年四月一日  
厚生省發職第二六號通牒別紙)

(改正 昭和十五年一月十七日職發第一五號通牒)

### 一 養成職種

養成職種ハ原則トシテ左ノ職種(國民職業能力申告令第一號ノ指定職業中主トシテ金屬及機械器具工業ニ從事スル職種)ノ内ヨリ當該工場又ハ事業場ヲシテ之ヲ選定セシムルコト

一 金屬試驗工	二 實験工	三 機械検査工
四 レンズ検査工	五 試運轉工	六 分析工
七 製銑工	八 製鋼工	九 非鐵金屬製鍊工
一〇 金屬熔融工	一一 操爐工	一二 壓延伸張工
一三 鑄物工	一四 鍛工	一五 熱處理工
一六 現圖工	一七 撓鐵工	一八 鋌打工
一九 填隙工	二〇 熔接工	二一 製罐工

六二五

二二 鐵 木 工	二三 板 金 工	二四 金屬プレス工
二五 銅 工	二六 配 管 工	二七 鐵 工
二八 野 書 工	二九 旋 盤 工	三〇 タレット工
三一 中 グリ 工	三二 研 磨 工	三三 ボール盤工
三四 平 削 工	三五 形 削 工	三六 フライス工
三七 齒 切 工	三八 特殊機械工	三九 工具仕上工
四〇 仕 上 工	四一 電氣組立工	四二 電氣通信機組立工
四三 精密組立工	四四 機械組立工	四五 航空機組立工
四六 自 動 車 工	四七 鑄 裝 工	四八 卷 線 工
四九 絶 縁 工	五〇 目 盛 工	五一 木 型 工
五二 木 工	五三 造 舟 工	五四 電 池 工
五五 光學ガラス工	五六 製 圖 手 工	五七 メ ッ キ 工
五八 塗 裝 工		

二 養成工ノ職種別員數

養成工ノ職種別員數ハ當該工場又ハ事業場ノ必要ニ應ジテ適宜之ヲ定ムルコトヲ得ルコト

三 養成工ノ銓衡方法

養成工ヲ新規ニ採用スル場合ハ可成職業紹介所ヲ通ジテ採用スルコト

養成工ヲ當該工場、事業場ノ従業者中ヨリ採用スル場合ハ中堅職工タルニ必要ナル資質ヲ有スル者ヲ銓衡採用スルコト

四 養成指導員ノ員數及資格

(一) 學科指導員

可成養成工一〇〇名ニ付一名ノ專任指導員ヲ置キ養成工ノ徳性涵養、中堅工タルニ須要ナル學科ノ教授等ニ當ラシムルコト

右指導員ハ中等學校卒業程度以上ノ學識ヲ有スル者又ハ工場、事業場ニ於テ相當ノ經驗ヲ有スル者タルコト、尙學科目、授業時數及養成員數ニ應ジ修身及公民科、普通學科及工業學科ニ付各相當員數ノ兼任指導員ヲ置クコト

(二) 實習指導員

可成工二〇名ニ付一名ノ實習指導員ヲ置キ養成工ノ實習ヲ指導セシムルコト  
右指導員ハ兼任ヲ妨ゲザルモ擔當作業ニ關シ原則トシテ五年以上ノ實地經驗ヲ有スル者ニシテ可成役付工又ハ役付工候補者タルコト

五 養成工ニ授クベキ學科ノ種目及其ノ種目別授業時數

(一) 養成工ニ授クベキ學科ノ種目

養成工ニ授ベクキ學科ノ種目ハ普通學科ト工業學科トニ分ツコト

(二) 普通學科ノ教授科目

普通學科ノ教授科目ハ國語、國史、數學及理科(物理及化學)トシ必要ニ應ジ地理、英語ヲ加フルコトヲ得但シ國語及國史ハ毎年之ヲ課スルコト

前項ノ教授科目ハ適宜之ヲ分合シ得ルコト

(三) 工業學科ノ教授科目(イ)

工業學科ノ教授科目ハ製圖、材料、工業要項(機械ノ要素、電氣工學、力學、工作法及安全教育等各職種ニ共通スル基礎的工業學科)及専門作業法トシ必要ニ應ジ其ノ他ノ科目ヲ加ヘ又ハ教授科目ヲ分合シ得ルコト

各教授科目ノ教授要目ハ追テ指示スル所ニ依リ之ヲ定ムルコト

(四) 教授時數(イ)

各教授科目ノ教授時數ハ第一號表ノ時數以上ニ於テ之ヲ定ムルコト但シ普通學科ノ各教授科目間及工業學科ノ各教授科目間ノ授業時數ハ工場事業場ノ狀況及養成職種ニ應ジ適當ニ増減スルコトヲ得ルコト

施行規則第十一條第二項ノ規定ニ依リ授業時數ヲ五百五十時間迄短縮スルコトヲ認可セラレタル工場、事業場ニ在ルテハ第二號表ノ時數以上ニ於テ之ヲ定ムルコト

但シ普通學科ノ各教授科目間及工業學科ノ各教授科目間ノ授業時數ハ工場、事業場ノ狀況及養成職種ニ應ジ適當ニ増減スルコトヲ得ルコト

普通學科及工業學科ノ標準時數

第一號表

學科	科目	時	數	
			普通學科	工業學科
製圖	國語	五〇	(3)(2)(1)	五五〇
	國史	五〇	(3)(2)(1)	五五〇
	數學	七〇		五五〇
	理科	五〇		五五〇
	計	二二〇		一〇〇

第二號表

學科	科目	時	數	
			普通學科	工業學科
製圖	國語	五〇	(3)(2)(1)	五五〇
	國史	四五	(3)(2)(1)	五五〇
	數學	六五		五五〇
	理科	四〇		五五〇
	計	二〇〇		七〇

合計	工業學科	材料	50
	工業要項 專門作業法 計		100 250 500
合計			710

合計	工業學科	材料	40
	工業要項 專門作業法 計		70 170 350
合計			550

六三〇

(括弧内ノ算用數字ハ年度ヲ示ス)

(五) 養成工ノ實習種目及時數

養成工ノ實習ハ基本實習及應用實習トシ基本實習時間ハ可成一千時間、應用實習時間ハ四千時間トスルコト

専門實習工場ヲ有スル場合ノ養成工ノ職種別基本實習要目ハ可成左例ニ準據シ工場又ハ事業場ノ狀況及養成職種ニ應ジ適切ニ之ヲ定ムルコト

専門實習工場ヲ設ケザル場合ノ職種別基本實習ハ生産工場ニ於テ實施シ得ル範圍ニ於テ可成左例ニ準據シテ之ヲ定ムルコト

應用實習ハ當該工場、事業場ノ生産作業ニ從事セシメ養成職種ニ應ジ計畫的ニ作業法ヲ體得セシムル様

實習指導員ヲシテ指導セシムルコト

基本實習ノ例

一、旋盤工ノ基本實習(總計一〇〇〇時間)

内 譯 旋盤基本練習(計 七〇〇)

▲關係基本實習(計 三〇〇)

▲(1) ハツリ基本練習

- (1) 姿勢 (2) 片手槌使用法 (3) 基本ハツリ動作 (4) 荒ハツリ (5) 仕上ハツリ

▲(2) 鑄掛基本練習

- (1) 姿勢 (2) 基本動作 (3) 大形鑄 (4) 中形鑄 (5) 小形鑄

▲(3) 旋盤使用基本練習

- (1) ベルト掛替操作 (2) ハンドル操作 (3) 手送及自動送操作 (4) 心出シ心採ミ (5) バイト取付 (6) 加工品取付(センタ及チャック) (7) 其ノ他

▲(4) 計測器使用基本練習

- (1) パス (2) ノギス (3) マイクロメーター (4) 限界ゲージ (5) 其ノ他

▲(5) バイト焼入及研磨基本練習

六三一

- (6) センタ仕事ニ依ル普通切削練習
  - (1)加工品(丸棒ノ)心出シ及取付 (2)丸削 (3)段削 (4)勾配削 (5)ローレット掛ケ (6)荒削 (7)中削
  - (8)仕上削 (9)手送及自動送 (10)バイトノ選擇及研磨
  - (7) センタ仕事ニ依ルネデ切削練習
  - (1)齒車組成 (2)三角ネデ (3)角ネデ
  - (8) チャツク仕事ニ依ル普通切削練習
  - (1)加工品ノ取付 (2)丸削 (3)正面削 (4)穴削(穿孔、リーマ、勾配削) (5)突切 (6)雌ネデ切削 (7)曲
  - 面削 (8)荒削 (9)中削 (10)仕上削 (11)手送及自動送 (12)バイトノ選擇及研磨
  - (9) 精密切削練習
  - (1)マイクロメーター及限界ゲージニ依ル内外面切削 (2)嵌合
  - ▲(10) ボール盤基本練習
  - ▲(11) フライス盤基本練習
  - (フライス盤専門實習工場ヲ有セザル時ハ生産工場ニ於テ實習指導員ノ實地説明ヲナサシムルコト)
  - ▲(12) 其ノ他
- 二、仕上工ノ基本實習(總計 一、〇〇〇時間)

内 譯

仕上基本練習(九〇〇時間)

▲關係基本實習(二〇〇時間)

- (1) ハツリ基本練習
  - (1)姿勢 (2)片手槌使用法 (3)基本ハツリ動作 (4)荒ハツリ (5)仕上ハツリ (6)タガネノ焼入焼戻
- (2) 爐掛基本練習
  - (1)姿勢 (2)基本動作 (3)大形鑪 (4)中形鑪 (5)小形鑪 (6)半丸(丸鑪)
- (3) タガネ、鑪ノ應用實習
  - (1)油溝ハツリ (2)角柱 (3)六角柱 (4)丸角片
- (4) 計測器使用基本練習
  - (1)パス (2)ノギス (3)マイクロメーター (4)ダイヤルゲージ (5)限界ゲージ (6)其ノ他
  - (5) キサゲ基本練習
  - (6) 孔明基本練習
  - (7) ネデ立基本練習
  - (1)ネデ切り (2)ハンドマップ (3)ダイス
  - (8) リーマ基本練習

- (1) ハンドリーマ (2) テーパーリーマ
- (9) 弓鋸盤及弓鋸基本練習
- (10) 研磨基本練習
  - (1) 卓上研磨盤 (2) 手持電氣(空氣)グラインダー
- (11) ケガキ基本練習
  - (1) トリースカン (2) 軸ノ中心求メ方 (3) ボンチ打方 (4) 型板使用ケガキ法
- (12) 寸法仕上應用實習
  - (1) スパナ (2) センターポンチ (3) テストハンマ (4) ヤケン臺 (5) パス (6) コンパス (7) ノギス (8) スコヤ (9) 正五角鋸ゲージ (10) トリースカン (11) 手萬力
- (13) 摺合練習
  - (1) 平面摺合 (2) 曲面摺合 (3) 球面摺合 (4) 勾配付曲面摺合 (5) 摺合台定盤 (6) ストレートエツヂ (7) 軸受摺合
- (14) ラッピンゲ練習
- (15) 植込ボルト練習
- (16) キー溝掘練習

(17) 組立基本練習

▲(18) 旋盤基本練習

▲(19) 其ノ他

六 他ノ施設ヲ利用スル養成

養成工ノ全部又ハ一部ヲ學校又ハ他ノ施設ヲ利用シテ學科又ハ實習ノ全部又ハ一部ヲ修習セシメントスル場合ニ於テハ利用セントスル學校又ハ他ノ施設ガ中堅職工ノ養成ニ適シ且當該學校又ハ他ノ施設ニ於テ修習セシムベキ學科又ハ實習ノ種目並ニ其ノ種目別授業時數ガ前掲(四)(五)ニ定メタルモノ以上ノ場合ニ限リ之ヲ認可スルコト

# 金屬鑛業及石炭鑛業ノ養成計畫作成要綱

(昭和十五年四月十六日)  
(厚生省發職第五〇號通牒別紙)

## 一、養成職種

養成職種ニ付テハ將來事業場ニ於ケル中堅従業員(係員助手級)タルベキモノヲ養成スルコトトシ各職種ニ分タザルコト但シ電氣又ハ機械關係専門ノ中堅従業員ヲ養成セントスル場合ニ於テハ之等ノ職種ヲ併セ加フルモ差支ナキコト

## 二、養成工ノ銓衡方法

養成工ハ可成新規雇入ノ者ヨリ之ヲ銓衡スルコト但シ新規雇入ノ者ノミニテ充足シ得ザル場合ハ當該事業場ノ従業員中ヨリ中堅職工タルニ必要ナル資質ヲ有スル者ヲ銓衡採用スルコト

## 三、養成指導員ノ員數及資格

### (一) 學科指導員

可成養成工一〇〇人ニ付一人ノ專任指導員ヲ置キ養成工ノ徳性涵養中堅従業員タルニ須要ナル學科ノ教授等ニ當ラシムルコト

右指導員ハ中等學校卒業程度以上ノ學識ヲ有スル者又ハ事業場ニ於テ相當ノ經驗ヲ有スル者タルコト尙學科目授業時數及養成員數ニ應ジ徳性ノ涵養、普通學科及鑛業學科ニ付各相當員數ノ兼任指導員ヲ置クコト

### (二) 實習指導員

可成養成工二〇人ニ付一人ノ實習指導員ヲ置キ養成工ノ實習ヲ指導セシムルコト  
右指導員ハ兼任ヲ妨ゲザルモ可成係員助手又ハ鑛夫頭タルコト

## 四、養成期間

年齢十六年未滿ノ者ニ付養成ヲ開始スル場合ニ在リテハ三年、年齢十六年以上ノ者ニ付養成ヲ開始スル場合ニ在リテハ許可ヲ受ケ二年トスルヲ得ルコト

## 五、養成工ニ授クベキ學科ノ種目及其ノ種目別授業時數

### (一) 養成工ニ授クベキ學科ノ種目

養成工ニ授クベキ學科ノ種目ハ普通學科ト鑛業學科ニ分ツコト

(1) 普通學科ノ教授科目ハ國語、國史、數學及理科(物理及化學)トシ必要ニ應ジ地理及英語ヲ加フルコトヲ得ルコト尙國語及國史ハ毎年之ヲ課スルコト

前項ノ各教授科目ハ適宜之ヲ分合シ得ルコト

(2) 鑛業學科ノ教授科目ハ可成測量製圖、地質鑛床、鑛業要項及專門作業法トシ必要ニ應ジ其ノ他ノ科目ヲ加フルコト

鑛業要項ニハ機械工學、電氣工學、安全教育等ヲ含ムモノトスルコト

鑛業學科ノ各教授科目ハ事業場ノ狀況及養成職種ニ依リ適宜之ヲ分合シ得ルコト

各教授科目ノ教授要目ハ養成計畫中ニ記載スルコトヲ要セザルモ可成左例ニ準據シテ之ヲ定ムルコト但シ電氣又ハ機械關係職種ニ付テハ適宜之ヲ定ムルコト

鑛業學科教授要目ノ例

科 目	教 授 要 目
測 量 製 圖	測量機器一般、測量法、簡單ナル製圖法、見取圖、讀圖、其ノ他
地 質 鑛 床	地質大意、鑛床大意、其ノ他
鑛 業 要 項	機械ノ要素一般、鑛業用機械ノ名稱及用途其ノ他
機 械 工 學	電氣單位、電氣回路、導體及絕緣物、電氣計器、配電盤、電動機ノ取扱、其ノ他
電 氣 工 學	安全教育、救急法、其ノ他
其ノ他	
專 門 作 業 法	採鑛、選鑛、運鑛、其ノ他ノ内容ヲ適宜定ムルコト

(二) 授業時數

各教授科目ノ授業時數ハ左表ノ時數以上ニ於テ之ヲ定ムルコト但シ普通學科ノ各教授科目間及鑛業學科ノ各教授科目間ノ授業時數ハ事業場ノ狀況ニ應ジ適當ニ増減スルコトヲ得ルコト

學 科	科 目	時 數
普 通 學 科	國 語	五〇(1)二〇(2)一五(3)一五
	國 史	四五(1)一五(2)一五(3)一五
鑛 業 學 科	測 量 製 圖	五〇
	地 質 鑛 床	二〇
合 計	理 數 科	二〇〇
	專 門 作 業 法	一八〇
合 計		三五〇

(括弧内ノ算用數字ハ年度ヲ示ス)

六 養成工ノ實習種目及時數

養成工ノ實習ハ基本實習及應用實習トシ可成基本實習時間ハ八百時間、應用實習時間ハ二千七百時間トス

ルコト

六四〇

基本實習要目ハ概ネ左例ニ準ジ之ヲ定ムルコト但シ電氣又ハ機械關係ノ職種ニ在リテハ適宜之ヲ定ムルコト

應用實習ハ當該事業場ノ生産作業ニ従事セシメ計畫的ニ作業法ヲ體得セシムル様實習指導員ヲシテ指導セシムルコト

基本實習ノ例

基本實習要目(八〇〇時間)

(1) 選鑛(選炭)練習

1 鑛石(石炭)ト岩石トノ見分ケ方 2 鑛石ノ品位(炭質)ノ見分ケ方 3 手選 4 其ノ他

(2) 手掘基本練習

1 姿勢 2 道具使用法 3 手掘動作 4 其ノ他

(3) 運搬基本練習

1 シヨベルノ使用法 2 箕ト合砂ノ使用法 3 其ノ他

(4) 木工基本練習

1 木工用具ノ使用法 2 同上手入法 3 簡單ナル木工品ノ製作竝ニ修理 4 其ノ他

(5) 測量製圖基本練習

1 測量機器ノ使用法 2 測量 3 見取圖ノ書方ト讀ミ方 4 製圖ノ見方 5 其ノ他

(6) 機械ニ關スル基本練習

1 工具類使用法 2 各種計測器使用法 3 各種機械ノ取扱方 4 ロープ類ノ繼ギ方ト取扱方 5 其ノ他

(7) 電氣ニ關スル基本練習

1 電線、電纜ノ接續方法 2 電氣計器類ノ使用法 3 電氣機器ノ取扱方 4 其ノ他

(8) 安全燈取扱練習

1 安全燈ノ分解組立 2 安全燈ノ使用法 3 安全燈ノ故障ト修理 4 安全燈ノ保管整理 5 其ノ他

(9) 救急用具ノ使用練習

1 救急用具ノ取扱方法 2 救急練習 3 其ノ他

(10) 運搬練習

1 鑛車(炭車)ノ取扱法 2 同上注油及修理 3 軌道ノ敷設法及移動法 4 其ノ他

(11) 手掘及機械掘練習

1 手掘練習 2 鑿岩機、採炭機ノ分解及組立 3 同上使用法 4 同上故障ト修理 5 タガネノ成形ト燒入 6 送風管トホースノ繼ギ方 7 其ノ他

六四一

(12) 發破基本練習

- 1 手掘ニヨル發破孔ノ繰リ方
- 2 機械掘ニヨル發破孔ノ繰リ方
- 3 火藥類取扱方
- 4 火藥類裝填方法
- 5 發破準備操作
- 6 其ノ他

(13) 保坑練習

- 1 木造リ
- 2 根掘
- 3 用材ノ検査
- 4 用材ノ運搬取扱方
- 5 コンクリートノ調合ト打ち方
- 6 支柱ノ組立方
- 7 其ノ他

(14) 保安練習

- 1 瓦斯、炭塵、風速、溫度、濕度、氣壓等ノ測定法
- 2 瓦斯又ハ炭塵ニ對スル處置
- 3 通氣扉ノ取扱
- 4 其ノ他

(15) 其ノ他

七 他ノ施設ヲ利用スル養成

養成工ノ全部ヲ學校又ハ他ノ施設ヲ利用シテ學科又ハ基本實習ノ全部又ハ一部ヲ修習セシメントスル場合ニ於テハ利用セントスル學校又ハ他ノ施設ガ中堅従業員ノ養成ニ適シ且前掲五、六ニ適合スル内容ヲ有スル場合ニ限ルコト

### 化學工業ノ養成計畫作成要綱

(昭和十五年四月十六日)  
厚生省發職第五〇號通牒別紙

一 養成職種

養成職種ハ原則トシテ左ノ職種ノ内ヨリ當該工場事業場ニ於テ適宜選定スルコト

硫酸工	鹽酸工	硝酸工
ソーダ工	壓縮ガス工	アンモニヤ合成工
カーバイド電爐工	石炭乾溜工	タール分溜工
染料工	人造石油工	石油工
パルプ工	顔料塗料工	火藥工
火工	電極工	分析工
實驗工	合成樹脂工	化學電爐工
寫眞化學工	人造砥石工	人造肥料工
工業藥品工		

二 養成工ノ職種別員數

養成工ノ職種別員數ハ當該工場事業場ノ必要ニ應ジ適宜之ヲ定ムルコト

三 養成工ノ銓衡方法

養成工ヲ新規ニ採用スル場合ハ可成國民職業指導所ヲ通ジテ採用スルコト

養成工ヲ當該工場事業場ノ従業員中ヨリ採用スル場合ハ中堅職工タルニ必要ナル資格ヲ有スル者ヲ銓衡採用スルコト

四 養成指導員ノ員數及資格

(一) 學科指導員

可成養成工一〇〇人ニ付一人ノ專任指導員ヲ置キ養成工ノ徳性涵養中堅職工タルニ須要ナル學科ノ教授等ニ當ラシムルコト

右指導員ハ中等學校卒業程度以上ノ學識ヲ有スル者又ハ工場事業場ニ於テ相當ノ經驗ヲ有スル者タルコト尙學科目授業時數及養成員數ニ應ジ徳性涵養、普通學科及工業學科ニ付各相當員數ノ兼任指導員ヲ置クコト

(二) 實習指導員

可成養成工二〇人ニ付一人ノ實習指導員ヲ置キ養成工ノ實習ヲ指導セシムルコト

右指導員ハ兼任ヲ妨ゲザルモ擔當作業ニ關シ原則トシテ五年以上ノ實地經驗ヲ有スルモノニシテ可成役

付工又ハ役付工候補者タルコト

五 養成工ニ授クベキ學科ノ種目及其ノ種目別授業時數

(一) 養成工ニ授クベキ學科ノ種目

養成工ニ授クベキ學科ノ種目ハ普通學科ト工業學科ニ分ツコト

(1) 普通學科ノ教授科目ハ國語、國史、數學及理科(物理及化學)トシ必要ニ應ジ地理及英語ヲ加フルコトヲ得ルコト尙國語及國史ハ毎年之ヲ課スルコト

前項ノ各教授科目ハ適宜之ヲ分合シ得ルコト

(2) 工業學科ノ教授科目ハ可成工業化學、分析、工業要項及専門作業法トシ必要ニ應ジ其ノ他ノ科目ヲ加フルコトヲ得ルコト

工業要項ニハ製圖、機械工學、電氣工學、安全教育等ヲ含ムモノトスルコト

前項ノ各教授科目ハ工場事業場ノ狀況及養成職種ニ依リ適宜之ヲ分合シ得ルコト

各教授科目ノ教授要目ハ養成計畫中ニ記載スルコトヲ要セザルモ可成左例ニ準據シテ之ヲ定ムルコト但シ養成職種ニ依リ精粗其ノ取扱ヲ適切ニシ得ルコト

工業學科教授要目ノ例

工業藥品工ノ工業學科教授要目

科目	授要目
工業化學	無機化學一般、有機化學一般、製造化學其ノ他
分析	定性分析一般、定量分析一般
工業要項	平面幾何圖法、投象圖、簡單ナル機械部分品ノ製圖法、其ノ他
製機工學	機械ノ要素一般、化學機械裝置ノ名稱用途、其ノ他
電氣工學	電氣單位、電氣回路、導體及絕緣物、電氣計器、配電盤、電動機ノ取扱、其ノ他
其ノ他	安全教育、衛生換氣、其ノ他
専門作業法	養成職種ニ應ジ適宜定ムルコト(例ヘバ工業藥品作業法等)

(三) 授業時數

各教授科目ノ授業時數ハ第一號表ノ時數以上ニ於テ之ヲ定ムルコト但シ普通學科ノ各教授科目間及工業學科ノ各教授科目間ノ授業時數ハ工場事業場ノ狀況及養成職種ニ應ジ適當ニ増減スルコトヲ得ルコト  
 施行規則第十一條第二項ノ規定ニ依リ授業時數ヲ五百五十時間迄短縮スルコトヲ認可セラレタル工場、事業場ニ在テハ第二號表ノ時數以上ニ於テ之ヲ定ムルコト但シ普通學科ノ各教授科目間及工業學科ノ各教授科目間ノ授業時數ハ工場、事業場ノ狀況及養成職種ニ應ジ適當ニ増減スルコトヲ得ルコト

第一號表

學科	科目	時數
普通學科	國語	五〇
	國史	五〇
	國數	七〇
	合理計科學	二二〇
工業學科	工業化學	一〇〇
	分析	八〇
	工業要項	一一〇
	専門作業法	二〇〇
合計		五〇〇

(3)(2)(1)(3)(2)(1)  
-----  
五五〇五五〇

第二號表

學科	科目	時數
普通學科	國語	五〇
	國史	四五
	國數	四五
	合理計科學	二〇〇
工業學科	工業化學	七〇
	分析	六〇
	工業要項	八〇
	専門作業法	一四〇
合計		三五〇

(3)(2)(1)(3)(2)(1)  
-----  
五五五五五〇

六 養成工ノ實習種目及時數

(括弧内ノ算用數字ハ年度ヲ示ス)

養成工ノ實習ハ基本實習及應用實習トシ可成基本實習時間ハ一千時間、應用實習時間ハ四千時間トスルコト

養成工ノ職種別基本實習要目ハ概ネ左例ニ準ジ之ヲ定ムルコト  
應用實習ハ當該工場、事業場ノ生産作業ニ従事セシメ養成職種ニ應ジ計畫的ニ作業法ヲ體得セシムル様實  
習指導員ヲシテ指導セシムルコト

基本實習ノ例

工業藥品工ノ基本實習(總計 一、〇〇〇時間)

内譯 基本練習 (八〇〇時間)

關係基本實習 (二〇〇時間)

(1) 溫度測定練習

1 各種低溫度計ノ取扱方 2 溫度讀ミ方 3 記録方法 4 其ノ他

(2) 秤量基本練習

1 液體、固體、氣體ノ取扱方 2 秤ノ扱方 3 秤量操作

(3) 工業藥品鑑識練習

1 試料ノ扱方 2 色ニヨル鑑識 3 結晶形ニヨル鑑識 4 臭氣ニヨル鑑識 5 記號ノ讀ミ方 6 物理  
的鑑識 7 化學的鑑識

(4) 比重測定練習

1 基本操作 2 液體ノ比重測定 3 其ノ他

(5) 化學實驗

1 藥品ノ取扱方 2 溶劑ノ取扱方 3 反應試驗 4 其ノ他

(6) 分析實習

1 試料ノ採リ方 2 用具ノ取扱方 3 定性分析 4 定量分析

▲(7) 機械ニ關スル基本實習

1 工具類ノ使用法 2 計測器ノ使用法 3 コツク及辨ノ取扱方 4 機械取扱ノ基本操作 5 其ノ他

▲(8) 電氣ニ關スル基本練習

1 電氣計器ノ讀ミ方 2 電氣機器ノ取扱方 3 其ノ他

(9) 製造裝置取扱基本練習

1 各種計器讀ミ方 2 記録ノ取方 3 自記計器記録ノ讀ミ方 4 各配管ノ識別ト取扱方 5 各種信號  
ノ識別ト取扱方 6 原料ノ配合方法 7 製造裝置ノ取扱方 8 製造裝置及部分品ノ分解組立 9 ベツ  
キングノ入レ方 10 其ノ他

▲(10) 製品ノ取扱練習

1 充填方法 2 包裝方法 3 容器ノ取扱方 4 貯藏整頓 5 其ノ他

(11) 故障處理基本練習

- 1 停電
- 2 斷水
- 3 機械裝置ノ故障
- 4 災害
- 5 保護具使用方法
- 6 其ノ他

(12) 其ノ他

七 他ノ施設ヲ利用スル養成  
 養成工ノ全部又ハ一部ヲ學校又ハ他ノ施設ヲ利用シテ學科又ハ基本實習ノ全部又ハ一部ヲ修得セシメント  
 スル場合ニ於テハ利用セントスル學校又ハ他ノ施設ガ中堅職工ノ養成ニ適シ且ツ前掲五、六ニ適合スル内  
 容ヲ有スル場合ニ限ルコト

### 工場事業場技能者養成令施行ニ關スル件

(昭和十四年四月一日厚生省發職第二六號)  
 (厚生次官ヨリ各地方長官各鐵山監督局長宛)

今般國家總動員法第二十二條ノ規定ニ基キ勅令第三百三十一號ヲ以テ工場事業場技能者養成令ヲ制定公布セラ  
 レ來ル四月五日ヨリ施行相成ルベキ處右ハ時局ノ趨勢ニ鑑ミ現下最モ喫緊ノ要務タル軍需品ノ生産及生産力  
 ノ擴充等ニ基ク技能者要員ノ供給ニ遺憾ナカラシメンガ爲工場又ハ事業場ヲシテ技能者ノ養成ヲ爲サシメン  
 トスルニ在リ各位ハ右制定ノ趣旨ヲ關係方面ニ徹底セシメラレ特ニ左記各項ニ留意シ指導監督其ノ宜シキヲ  
 制シ以テ本制度ノ施行運用上萬遺憾ナキヲ期セラレ度

追テ本令施行ニ關スル事務ハ警察部ノ主管ト相成居候ヘ共學務部ノ主管スル職業行政等ト密接ナル關係ア  
 ルヲ以テ相互ニ緊密ナル連絡ヲ保持シ本制度ノ實施ニ關シ遺漏ナキヲ期セラレ度尙關係命令及告示等ニ付  
 テハ本月四日公布ノ見込ニ有之候

#### 記

一、令第二條但書ノ規定ニ依ル養成義務ノ免除ニ關スル件

青年學校令 (昭和十四年四月二十六日) (抄)

第七條 特別ノ學歷若ハ素養ヲ有スル生徒又ハ現ニ青年學校以外ノ施設ニ於テ教育ヲ受クル生徒ニ對シテハ  
文部大臣ノ定ムル所ニ依リ教授及訓練科目中其ノ一部ヲ課セザルコトヲ得

青年學校令施行規則 (昭和十四年四月二十六日) (抄)

第四條 左ニ掲グル者青年學校ニ在學スルトキハ之ヲ青年學校令第七條ニ規定スル特別ノ學歷又ハ素養ヲ有  
スル生徒トス

一 文部大臣ノ指定シタル者

二 地方長官ニ於テ青年學校令第七條ニ規定スル特別ノ學歷又ハ素養ヲ有スル者ト認定シタル者

第五條 左ニ掲グル施設ハ青年學校令第七條ニ規定スル施設トス

一 文部大臣ノ指定シタル施設

二 地方長官ニ於テ青年學校令第七條ニ規定スル施設ト認定シタル施設

青年學校令施行規則第四條第一號ノ特別ノ學歷

又ハ素養ヲ有スル生徒指定 (昭和十四年六月二十九日) (抄)

(文部省告示第三百六十四號)

三 本科第三學年以上ニ於テ普通學科及職業科ヲ課セザルコトヲ得ル者

工場事業場技能者養成令ニ依ル技能者養成施設ノ課程ヲ修了シタル者

青年學校令施行規則第五條第一號ノ施設指定

(昭和十四年六月二十九日)

(文部省告示第三百六十五號)

施	設
工場事業場技能者養成令ニ依ル技能者養成施設	青年學校ニ於テ課セザルコトヲ得ル教授及訓練科目 修身及公民科、普通學科、職業科

## 學校技能者養成令

(昭和十四年三月三十一日  
勅令第三百三十號)

六五四

第一條 國家總動員法第二十二條ノ規定ニ基ク大學、專門學校、實業青年學校其ノ他之ニ準ズベキ各種學校(以下學校ト稱ス)又ハ文部大臣ノ所管ニ屬スル養成所(以下養成所ト稱ス)ニ於ケル技能者ノ養成ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 文部大臣ハ學校又ハ養成所ノ管理者又ハ設立者ニ對シ技能ノ種類及養成セラルベキ者ノ員數ヲ定メ技能者ノ養成ヲ命ズルコトヲ得

第三條 文部大臣前條ノ命令ニ付必要アリト認ムルトキハ學校又ハ養成所ノ管理者又ハ設立者ニ對シ學科ノ新設、學生生徒定員ノ増加、技能者ノ特殊指導其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第四條 第二條ノ規定ニ基キ技能者ノ養成ヲ命ゼラレタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ文部大臣ニ養成計畫ヲ提出スベシ文部大臣必要アリト認ムルトキハ養成計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第五條 文部大臣必要アリト認ムルトキハ養成ヲ命ゼラレタル者ニ對シ技能者ノ養成ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得文部大臣必要アリト認ムルトキハ技能者ノ養成ニ關シ國家

總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ養成ヲ命ゼラレタル者ノ管理又ハ設立スル學校又ハ養成所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ文部大臣必要アリト認ムルトキハ前項ニ規定スル職權ノ一部ヲ地方長官ヲシテ行ハシムルコトヲ得

第六條 文部大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ第二條ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス、文部大臣ハ本令ニ依ル技能者養成ニ因リ損失ヲ生ジタル場合ニ於テハ通常生ズベキ損失ヲ補償ス

損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ養成期間ノ終了後之ヲ請求スベシ但シ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ別段ノ時期ニ之ヲ請求スルコトヲ得

第七條 本令中文部大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニアリテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ、地方長官トアルハ朝鮮ニアリテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

附 則

本令ハ昭和十四年四月五日ヨリ之ヲ施行ス

# 船舶運航技能者養成令

(昭和十四年十一月二十一日)  
勅令第七百八十號

改正 昭和十六年十二月勅令第四百五十二號(い)

六五六

第一條 國家總動員法第二十二條ノ規定ニ基ク船舶ノ運航ニ従事スベキ技能者ノ養成ハ學校技能者養成令ニ依ルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 遞信大臣ハ船舶運航技能者養成施設ノ管理者又ハ船舶所有者若ハ船舶運航業者ニ對シ技能ノ種類及養成セラルベキ者ノ員數ヲ定メ技能者ノ養成ヲ命ズルコトヲ得

遞信大臣ハ前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ニ對シ養成ノ爲必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ得

第三條 前條ノ規定ニ依リ養成セラルベキ者ハ命令ノ定ムル資格ヲ具フル者ナルコトヲ要ス

養成期間及養成方法ハ技能ノ種類及養成セラルベキ者ノ履歴ニ應ジ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 第二條第一項ノ規定ニ依リ技能者ノ養成ヲ命ゼラレタル者ハ養成計畫ヲ定メ海務局長ノ認可ヲ受クベシ其ノ計畫ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

海務局長必要アリト認ムルトキハ養成計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得(い)

第五條 第二條第一項ノ規定ニ依リ技能者ノ養成ヲ命ゼラレタル船舶所有者又ハ船舶運航業者若ハ養成セラルベキ者ヲシテ授業料其ノ他養成ノ爲必要ナル費用ヲ負擔セシムルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ海務局長ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ(い)

第六條 海務局長ハ船舶運航技能者養成施設ノ管理者ニ對シ左ニ掲グル事項ニ關シ必要ナル變更ヲ命ズルコトヲ得(い)

一 講習ノ科目及時間

二 養成スベキ技能ノ種類及養成セラルベキ者ノ員數

三 養成セラルベキ者ノ資格

四 養成期間

五 其ノ他養成ニ關シ必要ナル事項

第七條 海務局長ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ船舶運航技能者養成施設ノ管理者又ハ船舶所有者若ハ船舶運航業者ヨリ技能者ノ養成ニ關シ必要ナル報告ヲ徵スルコトヲ得(い)

第八條 海務局長ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ船舶運航技能者ノ養成施設ニ又ハ第二條第一項ノ規定ニ依リ技能者ノ養成ヲ命ゼラレタル船舶所有者若ハ船舶運航業者ノ事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢セシメ技能者ノ養成ノ狀況又ハ之ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ(い)

第九條 遞信大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ本令ニ依ル命令ヲ受ケタル者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

遞信大臣ハ本令ニ依ル技能者養成ニ依リ損失ヲ生ジタル場合ニ於テハ通常生ズベキ損失ヲ補償ス損失ノ補

六五七

助ヲ請求セントスル者ハ養成期間ノ終了後之ヲ請求スベシ但シ遞信大臣ノ定ムル所ニ依リ別段ノ時期ニ之ヲ請求スルコトヲ得

第十條 本令ハ農林大臣ヨリ漁船運航技能者養成ノ爲補助金其ノ他ノ交付金ヲ受クル公共團體其ノ他ノ營利ヲ目的トセザル法人ニ對シ專ラ漁船ニ乘組ムベキ船船運航技能者ノ養成ヲ命ズルコトニ關シテハ之ヲ適用セズ

第十一條 遞信大臣ガ漁業者タル漁船所有者ニ對シ第二條ノ命令ヲ爲サントスル場合及前條ノ公共團體其ノ他ノ法人ニ對シ前條ニ掲グル以外ノ船船運航技能者ノ養成又ハ養成施設ニ關シ第二條ノ命令ヲ爲サントスル場合ニハ豫メ農林大臣ニ議スベシ

第十二條 本令中遞信大臣トアルハ朝鮮ニアリテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ、海務局長トアルハ朝鮮ニアリテハ朝鮮總督府遞信局長、臺灣ニ在リテハ臺灣總督府交通局總長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ實施ス

附 則 (昭和十六年勅令第五百五十二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 四 國民勞務手帳法關係